

付属資料

- 新たな避難情報等
- 防災関連計画の関連性
(避難確保計画、消防計画)
- 業務継続計画策定の参考資料

■新たな避難情報等

令和3年の災害対策基本法改正により、避難指示が改正されています。

- ・これまでの「避難勧告」は廃止され、避難指示に一本化されました。
- ・社会福祉施設の入所者や高齢者、障がいのある方などの避難を完了させるのに時間を要する方々は、「災害のおそれ」がある状況で市町村が発令する警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された時点で、「危険な場所から避難」することが重要です。

警戒レベル **4**

避難指示で必ず避難

ひなんしじ

避難勧告は廃止です

ひなんかんこく

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p> <p>きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 <p>災害の おそれ高い</p> <p>ひなんしじ <b>避難指示</b>※2</p>	<p>避難指示(緊急) 避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p> <p>こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>気象状況悪化</p> <p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後気象状況 悪化のおそれ</p> <p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！**

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難**で  
危険な場所から避難  
しましょう。

**「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です**

**① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない**  
(入っていると…)

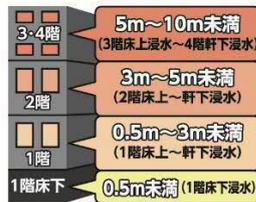


流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

**② 浸水深より居室は高い**



3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満(1階床下浸水)

**③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分**  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

## ■防災関連計画の関連性

各計画は、必ずしも根拠法令ごとに別の計画として策定する必要はありません。それぞれの定めるべき事項が入っていれば、まとめて作成することが可能です。

「非常災害確保計画」と「避難確保計画」を一体的に作成・見直しする例については、厚生労働省「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」でとりまとめられた「高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために－非常災害対策計画作成・見直しのための手引き－」に示されていますので、参照してください。

本手引きでは、参考例として「防災計画」や「業務継続計画」と「避難確保計画」を一体的に作成する場合の考え方を参考として示しています。

### 社会福祉施設等において策定が必要な防災関連計画

計画名称	非常災害対策計画	避難確保計画	消防計画	業務継続計画 (BCP)
根拠	厚生労働省令 (施設ごとに規定)	水防法 土砂災害防止法 津波防災地域づくり法	消防法	厚生労働省令 (施設ごとに規定)
対象施設等	全ての入所・通所系施設	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設	多数の者が出入、勤務又は居住する防火対象物	介護、障害福祉サービス事業所等
対象の災害	想定される全ての災害	風水害 土砂災害	火災	自然災害
計画に定めるべき項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設等の立地</li> <li>情報の入手方法</li> <li>連絡先及び通信手段の確保</li> <li>避難開始時期、判断基準</li> <li>避難場所、経路、方法</li> <li>人員体制、指揮系統</li> <li>関係機関との連携体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の目的</li> <li>適用範囲</li> <li>防災体制</li> <li>情報収集・伝達</li> <li>避難の誘導</li> <li>避難確保のための施設の整備</li> <li>防災教育及び訓練</li> <li>自衛水防組織の業務(設置する場合のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛消防組織</li> <li>防火対象物の自主検査</li> <li>避難通路等避難施設の維持管理等</li> <li>防火管理上必要な訓練の実施</li> <li>火災等発生時の消火活動、通報連絡、避難誘導</li> <li>消防機関との連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(標準記載事項)</li> <li>リスクの把握</li> <li>優先業務の選定</li> <li>研修、訓練の実施</li> <li>BCPの検証・見直し</li> <li>平常時の対策</li> <li>ライフラインの確保</li> <li>緊急時の対策</li> <li>BCP発動基準</li> <li>対応体制</li> <li>職員の参集基準</li> <li>など</li> </ul>
義務	訓練、防災教育の実施	市町村への報告・届出 訓練、防災教育の実施	所轄消防署長への提出 消火、通報、避難の訓練	従業者への周知 研修・訓練実施 定期的見直し

## 避難確保計画・非常災害対策計画・消防計画の関係性

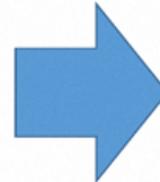
### ○避難確保計画（水防法、土砂災害防止法、津波法）

- ・ 計画の体制
- ・ 計画の適用範囲
- ・ 防災体制
- ・ 情報収集及び伝達
- ・ 避難の誘導
- ・ 避難確保を図るための施設の整備
- ・ 防災教育及び訓練の実施
- ・ 自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る）

非常災害対策計画に避難確保計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。

### ○非常災害対策計画（厚生省令又は厚労省令）

- ・ 施設等の立地条件
- ・ 災害に関する情報の入手
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認
- ・ 避難を開始する時期、判断基準
- ・ 避難場所、避難経路、避難方法
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統
- ・ 関係機関との連携体制



### ○消防計画（消防法）

- ・ 自衛消防の組織に関する事
  - ・ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事
  - ・ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関する事
  - ・ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関する事
  - ・ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事
  - ・ 防火管理についての消防機関との連絡に関する事
- （一部抜粋）

非常災害対策計画に消防計画の事項を含めて作成することで、一元化することができる。

自然災害のBCPを作成している施設は、既存のBCPに避難確保計画に関する項目を加えたうえで、一元化することも可能です。



# 既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例・・・以下の6項目（水防法施行規則）を追加する。

※国手引き：要配慮者施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（国土交通省R4.3改訂）

- 1. 計画の目的に「洪水時の避難」を追記**  
消防計画の（目的）に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。
- 2. 自衛水防組織の項目を追加（国手引き P40参照）**  
洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育・訓練、その他水災の軽減のために必要な業務を記載。  
※努力義務であり、自衛消防組織等設置の枠組みの活用も可。自衛水防組織を組織する場合に当該記載を追加する。
- 3. 洪水時の防災体制の項目を追加（国手引き P18～28参照）**  
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、活動内容、判断基準、活動を実施する要員を記載。  
※通所型の場合は、事前休業の有無と実施基準を記載する。
- 4. 洪水時の避難誘導の項目を追加（国手引き P29～34参照）**  
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。施設内の高い所等に避難する「屋内安全確保」の可否や実施の考え方も記載。※震災時等の避難場所、経路が同一の場合は、これを引用することでよい。
- 5. 避難の確保を図るための施設を追加（国手引き P35～36参照）**  
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。  
※自衛消防組織の整備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資機材を追記することでよい。
- 6. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加（国手引き P37～38参照）**  
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。  
※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

**一文を追記**

（目的）  
この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、～災害の予防、被害の軽減を図ることを目的とする。  
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**項目を追加**

（自衛水防の組織と任務分担）  
自衛水防組織として管理責任者とし、次のとおり指定する。

班別	任務内容
総務責任者	指揮、命令及び班員に対する教育及び訓練。
情報連絡班	洪水予報等の情報収集、関係機関等との連絡。
避難誘導班	避難誘導を行う。未避難者の確認、避難器具の操作。

**項目を追加**

（洪水時の活動）洪水時には、次の防災体制をとる。

判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇注意情報発表 情報収集、関係職員召集、資機材準備	情報連絡班
警戒体制	〇〇警戒情報発表 情報収集、避難誘導、資機材運搬・・・	情報連絡班、避難誘導班
非常体制	避難指示 避難完了の確認、避難先での物品管理・・・	避難誘導係、

**項目を追加**

（洪水時の避難誘導）洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。  
①避難場所・経路  
・着〇条の震災時の避難場所・経路に定めのとおり  
・上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として本施設〇階の2階へ避難する。  
②避難誘導方法  
・施設外の避難場所へ誘導するときは、避難場所までの経路、避難状況について予の承認する。  
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする・・・等

**不足分を追加**

（洪水に備えた準備品）  
洪水に備え、次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、携帯電話、電池、懐中電灯、バッテリー 等
避難誘導	名簿（利用者・従事者）、一時避難のための水・食料・防炎具 等

**項目を追加**

（洪水対策に係る教育及び訓練）施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

全職員	〇〇月	(1)洪水予報及び避難に係る研修
新入職員	その都度	(2)情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3)避難誘導に係る訓練

# 業務継続計画（BCP）への追記による避難確保計画の作成

以下の項目（水防法施行規則）を追加する。

- 1. BCPの基本方針に「洪水時の避難」を追記**  
基本方針に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。
- 2. 洪水時の防災体制の項目を追加（国手引き P18～28参照）**  
BCPの「緊急時の対応体制」に洪水時の体制、活動内容、判断基準、活動を実施する要員を記載。  
※通所型の場合は、事前休業の有無と実施基準を記載する。  
※自衛水防組織を設置している場合は当該組織の体制等を適宜追記。
- 3. 洪水時の避難誘導の項目を追加（国手引き P29～34参照）**  
BCPの「施設内外での避難場所・方法」に洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法を記載する。施設内の高い所等に避難する「屋内安全確保」の可否や実施の考え方も記載。※震災時等の避難場所、経路が同一の場合は、この引用で可。
- 4. 避難の確保を図るための施設を追加（国手引き P35～36参照）**  
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。  
※BCPの「平常時の対応」の各項目（設備、備蓄品）に災害時に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資機材を追記することでよい。
- 5. 洪水時に係る教育・訓練の項目を追加（国手引き P37～38参照）**  
BCPの「研修・訓練の実施」に、洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。  
※実情に応じ、各施設の判断で消防計画に実施している教育・訓練をもって代えることができる。

**一文を追記**

（基本方針）  
①入居者・利用者の安全確保～〇〇に留意して安全の確保に努める。  
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

**項目を追加**

（洪水時の活動）洪水時には、次の防災体制をとる。

判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇注意情報発表 情報収集、関係職員召集、資機材準備	情報連絡班
警戒体制	〇〇警戒情報発表 情報収集、避難誘導、資機材運搬・・・	情報連絡班、避難誘導班
非常体制	避難指示 避難完了の確認、避難先での物品管理・・・	避難誘導係、

**項目を追加**

（洪水時の避難誘導）洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。  
①避難場所・経路  
・（施設内）一時避難場所として、本施設〇階の2階へ避難する。  
・（施設外）着〇条の震災時の避難場所・経路に定めのとおり  
②避難誘導方法  
・施設外の避難場所へ誘導するときは、避難場所までの経路、避難状況について予の承認する。  
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする・・・等

**不足分を追加**

（洪水に備えた準備品）  
洪水に備え、次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、携帯電話、電池、懐中電灯、バッテリー 等
避難誘導	名簿（利用者・従事者）、一時避難のための水・食料・防炎具 等

**項目を追加**

（洪水対策に係る教育及び訓練）施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

全職員	〇〇月	(1)洪水予報及び避難に係る研修
新入職員	その都度	(2)情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3)避難誘導に係る訓練

※国手引き：要配慮者施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（国土交通省R4.3改訂）

※BCPの「基本方針」「緊急時の対応体制」等の項目は、厚生労働省「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」に準拠

## ■ 業務継続計画策定の参考資料

平成3年の介護、障害福祉サービス報酬改定に伴い、基準省令が改正されました。

### 【主な改正のポイント】

#### ○感染症や災害への対応力強化

- ・感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制を構築する観点から、全てのサービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務づけ。

（※3年の経過措置あり）

### ○業務継続計画について

内閣府の事業継続ガイドラインでは、次のとおり定義されています。

大地震・洪水等の自然災害が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。

BCPの特徴として、災害が発生したときに「重要な事業を中断させない」という点があげられます。

社会福祉施設等の利用者の多くは、日常生活・健康管理、生命維持の大部分を施設等が提供するサービスに依存しており、サービス提供が困難になることは、利用者の生活・健康・生命の支障に直結します。

こうした理由から、介護施設等はサービス提供の維持・継続の必要性が高く、BCP作成の必要性も高くなります。

### ○自然災害BCPと非常災害対策計画の違い

BCPでは、非常災害対策計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指しており、両計画は共通する部分も多く密接な関係にあります。

また、水防法や土砂災害防止法により指定された「要配慮者利用施設」に義務づけられた避難確保計画についても、BCPに「どういう時に避難を開始するか、どこに避難するか」等を追記することで、要件を満たせば、必ずしも別の計画として策定する必要はなくBCPに組み込んで一体的に運用することも有効です。

### ○BCP作成のポイント

社会福祉施設のBCP策定支援のため、厚生労働省では、BCP策定支援のためのガイドラインや研修動画を公表しています。また、策定作業の省力化のため、ガイドラインに対応した「ひな形」「様式ツール」も公開され、利用可能となっています。

BCP作成時には、これらのひな形などを有効に活用してください。

- ・ 介護BCP策定支援ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html))
- ・ 障がいBCP策定支援ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html)

以下に、ガイドライン等で示されたBCP作成のポイントを示します。

#### 【自然災害BCP作成のポイント】

- (1) **正確な情報集約と判断ができる体制を構築**
  - 災害発生時の迅速な対応のため、基本方針を定め、全体の意思決定者を決めておくこと、各業務の担当者を決めておくこと（誰が、何をするか）、関係者の連絡先、連絡フローの整理が重要です。
- (2) **自施設の特徴やリスクを把握し、「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備**
  - 事前の対策  
 設備、機器、什器の耐震固定  
 インフラが停止した場合のバックアップ
  - 被災時の対策  
 事業復旧に向けたルール徹底と対策  
 初動対応 ①利用者・職員の安否確認、安全確保  
           ②建物・設備の被害点検  
           ③職員の参集
- (3) **業務の優先順位の整理**
  - 被災状況によっては、限られた職員・設備でサービス提供を継続することも想定されるため、可能な限り通常どおりのサービス提供を行うことを念頭に、業務の優先順位を整理しておくことが重要です。
- (4) **計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練**
  - BCPは作成するだけでは実効性があるとは言えません。  
 関係者に周知し、平時から研修、訓練を行うことが必要です。  
 また、最新の知見等を踏まえ定期的に見直すことも重要です。

ひな形等を活用してできるところから取り組み、訓練等を通じ、職員の意見も取り入れて見直しを行うなど、施設・事業所にあったより良いBCPの策定に向けた取り組みをお願いします。

---

「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」改訂版

令和4年8月

作成 北海道保健福祉部福祉局地域福祉課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL (代表) 011-231-4111 (内線25-618)

(ダイヤルイン) 011-204-5268

FAX 011-232-4070

---